

## 関島社会保険労務士事務所便り

2013年  
12月号

社会保険労務士・行政書士  
関島康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



# 遺族年金の男女差は違憲

## 妻が死亡したとき夫は55歳以上でないともられない

労働者の夫が業務上災害で亡くなったとき、妻は年齢を問わず遺族補償年金を受け取ることができます。一方、労働者の妻が業務上災害で亡くなったとき、夫は55歳以上で、かつ60歳にならないと遺族年金を受け取ることができません。

同様な規定が厚生年金や共済年金の遺族年金にもあります。

この規定は「憲法に違反」とする判決が11月25日大阪地裁で言い渡されました。訴えた人は、堺市に住む地方公務員の女性教諭の夫（66）。判決によると、女性教諭は勤務先での校内暴力などでうつ病を発症し、夫が51歳だった98年に自殺。2010年に労災にあたる「公務災害」と認められ、夫は遺族補償年金の支給を求めました。しかし、「妻が死亡したとき夫は55歳未満」であったことを理由に不支給となりました。

判決は、この規定について、1967年の制定当時は「正社員の夫と専業主婦が一般的な家庭だった」とし、「合理性があった」ことを認めました。しかし、90年代には共働き世帯が専業主婦世帯を上回っ

たことや、男性の非正規雇用が増加するなど日本型雇用慣行が変容したとして「規定は差別的で違憲」と結論付けています。

大阪地裁判決の影響は極めて大きく、地方公務員や国家公務員の災害補償法や民間対象の労災保険法にとどまらず、厚生年金保険法や国民年金法にある次のような男女差規定に大きな影響を及ぼすものとみられます。

★国民年金の遺族の範囲は、「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた妻又は子」です。妻の死によって遺族となる夫は対象外です。子への年金もその子に生計を維持する父がいるときは子への年金は支給停止されます。また、寡婦年金はありますが、寡夫年金はありません。

★厚生年金の遺族の範囲は、「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた妻、18歳未満の子（障害のときは20歳未満）、55歳以上の夫（60歳未満は支給停止）、父母又は祖父母（前同）」となっています。

# 65歳前と65歳以後の在職老齢年金

## 厚生年金に加入しながらの年金のしくみ

老齢厚生年金を受給できる人が在職し、厚生年金に加入しながら受給する年金のことを「在職老齢年金」といいます。在職老齢年金は、給料、ボーナスの額によって支給額がことなります。厚生年金の被保険者とならないで働いている場合は、「在職老齢年金」になりません。この場合は、年金額は全額支給されます。

### 65歳前の在職老齢年金 基準額は28万円

- ① 総報酬月額相当額＋基本年金月額が28万円以下なら年金額は全額支給です。
- ② 総報酬月額相当額＋基本年金月額が28万円を超えると超えた額の半額が支給停止されます。  
年金支給額＝基本年金月額－（総報酬月額相当額＋基本年金月額－28万円）÷2  
（総報酬月額相当額が46万未満のときの計算式、マイナスになると全額停止）

総報酬相当額23万円、基本年金月額12万円の場合		基本年金月額（12万円）	
総報酬月額相当額 （23万円）	年金支給額 （8.5万円）	停止 （3.5万円）	
28万円		28万円	

28万円を超えた額の半額が停止

\* 総報酬月額相当額とは、その月の標準報酬月額＋その月前1年間に支給された賞与の12分の1

\* 基本年金月額とは、報酬比例部分と定額部分の合計額の12分の1の額

- ③ 総報酬月額相当額が46万円を超えるとときの年金額支給額（マイナスになると全額停止）  
基本年金月額－（46万円＋基本年金月額－28万円）÷2－（総報酬月額相当額－46万円）
- ④ 65歳前の在職老齢年金で減額される基本年金とは、報酬比例部分と定額部分で、配偶者がいるときに支給される加給年金は減額されませんが、基本年金が全額支給停止になると加給年金も支給停止されます。

### 65歳から69歳の在職老齢年金 減額対象は報酬比例部分のみ 基準額は46万円

- ① 減額対象となる年金は「報酬比例部分の年金」だけです。「老齢基礎年金と経過的加算」は全額支給です。総報酬月額相当額＋報酬比例部分の年金月額が46万円以下なら全額支給、46万円を超えると超えた額の半額が支給停止されます。
- ② 在職老齢年金の算出式（マイナスになると全額停止）  
報酬比例部分の年金月額－（総報酬月額相当額＋報酬比例部分の年金月額－46万円）÷2
- ③ 在職老齢年金を受給できない人は配偶者加給も全額支給停止になります。

### 70歳以上の在職老齢年金

- ① 70歳以上の在職者は厚生年金の保険料は収めません。
- ② 70歳になると年金額は再計算され、65歳以降かけた保険料分が増額されますが、65歳以上の在職老齢年金の算出式が適用になります（昭和12年4月2日以後生まれの人）。

# 「ブラック企業の定義」と行政の対応

## 従業員が使い捨てされる企業

### ◆「ブラック企業」の定義は？

最近、マスコミ等で大きな話題となっている「ブラック企業」ですが、「労働法令を遵守せず、労働者の人格を著しく無視したかたちで働かせている企業」、「違法な長時間労働や賃金不払い残業があり、離職率が極端に高い企業」、「就職したらひどい目にあうので避けた方がよい企業」などと定義されているようです。

### ◆勤務先はブラック企業？

先日、連合総研が10月初旬に実施した「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」（首都圏・関西圏に居住し民間企業に勤務する20～64歳の人2,000名が回答）の結果が発表されました。

この調査で、「あなたの勤め先は『ブラック企業』にあたると思いますか」と質問したところ、「そう思う」と回答した人は17.2%でしたが、若者世代ほど「そう思う」と回答した割合が多い結果となりました。

勤務先はブラック企業？ 「そう思う」回答割合（2,000名中）	
20代	23.5%
30代	20.8%
40代	15.4%
50代	11.2%
60代	9.0%
平均	17.2%

### ◆厚労省が実施した電話相談の結果

厚生労働省では「ブラック企業」という言葉は使わずに、「若者の使い捨てが疑われる企業」と呼んでいます。今年9月を「過重労働重点監督月間」と定め、過重労働が

行われている疑いのある事業所に対して重点的に指導・監督を行いました。

同省が9月1日に実施した無料電話相談には全国から1,042件の相談が寄せられたとのことで、相談内容（複数回答）は上位から、

- (1) 賃金不払残業（53.4%）、
  - (2) 長時間労働・過重労働（39.7%）、
  - (3) パワーハラスメント（15.6%）
- だったそうです。

なお、相談者が勤務している業種は、「製造業」（20.4%）と「商業」（19.9%）で約4割を占めました。

### ◆労基署の調査、監督指導

厚生労働省は「労働条件の確保・改善対策」を重点施策として挙げており、今後も、労働法令を遵守しない企業に対する監督指導の強化傾向は続くものと思われます。

労働基準監督署による調査や監督指導は、労働者や退職者からの情報提供をきっかけに行われるケースも多いので、労働者等から「ブラック企業」とのイメージを持たれることのないよう、労務管理上、万全の対策をとっておく必要があります。



**●企業の約8割が賃上げ**

厚生労働省が発表した賃上げに関する実態調査（常用労働者100人以上の企業1,853社が回答）の結果によると、2013年中に賃金を引き上げる企業は79.8%（前年比4.5ポイント増）となり、6年ぶりの高水準となったことがわかった。賃上げ額は1人平均4,375円（同比339円増）だった。（11月29日）

**●「専門26業務」廃止で派遣労働拡大へ**

厚生労働省は、労働者派遣法の改訂方針を固め、労働政策審議会に見直し案を示した。主な内容は、通訳などの「専門26業務」以外では最長3年までしか派遣労働者に仕事を任せられない仕組みを廃止することなど。同省は来年の通常国会に改正法案を提出する方針。（11月28日）

**●協会けんぽ保険料 3年連続で据置きへ**

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、2014年度における保険料率（全国平均）について、3年連続で10%に据え置く方針を決めた。財政難ではあるものの、大企業の健康保険組合に比べ料率が高いことから、労使の負担がさらに増えることを避けるねらい。（11月27日）

**●「教育訓練給付」を拡充へ**

厚生労働省は、キャリアアップのため資格や学位の取得を目指す人のため、現在は1年限りで上限10万円となっている教育訓練給付を拡充して、最大3年で180万円を支給する方針を示した。来年の通常国会に改正雇用保険法案を提出する考え。（11月27日）

**●「付加年金」約22万人分の誤処理が発覚**

日本年金機構は、追加の保険料を支払うことにより将来受給する国民年金額が上積みされる「付加年金」に関して、旧社会保険庁時代から合わせて約21万8,000人分の事務処理を誤ったとみられることを厚生労働省に報告した。同省は、期間中の付加保険料を本人に返す方針。（11月27日）

**●70～74歳の医療費負担を5年かけて2割に**

政府は、特例で1割に据え置いている70～74歳の高齢者の医療費窓口負担を、来年4月から本来の2割に戻す方針を固めた。来年4月以降に誕生日を迎えて新たに70歳になる人が対象で、現在すでに70～74歳の高齢者は特例で1割に据え置く。特例は5年かけて廃止する考え。（11月26日）

**●民間企業の退職金が5年で約15%減少**

厚生労働省が「就労条件総合調査」の結果を発表し、2012年に民間企業を定年退職した人（大卒者）の退職金（一時金と企業年金の合計）の平均が1,941万円となり、5年前（2,280万円）と比較して約15%減少したことがわかった。高卒者の平均は1,673万円（5年前は1,970万円）だった。（11月22日）

**●悪質運転に対する厳罰化法が成立**

飲酒や薬物摂取、特定の病気等の影響により交通事故を起こした場合の罰則を強化（最高刑：懲役15年）した「自動車運転死傷行為処罰法」が参院本会議で可決、成立した。法務省は、特定の病気として「てんかん」や「統合失調症」などを政令で定め、来年5月までに施行する予定。（11月20日）

**●国保保険料 高所得世帯は引上げへ**

厚生労働省は、国民健康保険（国保）について、収入が約1,000万円以上の単身世帯などの所得が高い世帯の保険料を、年間で2万円引き上げる見直し案をまとめた。対象世帯が納める介護保険料についても2万円引き上げ、財政改善を図る。2014年4月から実施の方針。（11月9日）

